

報告事項 2

損害賠償請求事件について

このことについて、別紙資料に基づき報告します。

令和5年6月2日

教 職 員 課

# 損害賠償請求事件について

## 1 当事者

原告：教育委員会事務局 行政職員

被告：愛知県

## 2 請求の趣旨

- (1) 被告は原告に対し、金 30 万円及びこれに対する平成 30 年 4 月 1 日から支払済みまで年 5 分の割合による金員を支払え。
- (2) 訴訟費用は被告の負担とする。

## 3 事件の概要

- (1) 経緯  
原告は、平成 30 年度より現在の所属に異動し、現在まで人事異動が行われていない。
- (2) 請求の原因  
原告の平成 30 年 4 月から令和 4 年 4 月までの毎年度の人事異動の希望に対して、県が違法・違憲に、原告と家族に対し損害を加えたこと、職員の管理者責任を怠ったことに対し、損害賠償を請求する。
- (3) 主張の内容
  - ① 県教育委員会は原告に対し、原告の通勤時間は片道 60 分であり受忍範囲内であると説明するが、実際の通勤時間は片道 60 分以上を要する。現所属よりも原告の自宅に近い所属は多数あるにもかかわらず、県教育委員会が人事異動を検討していないことは関係法令に基づき違法・違憲な行為である。
  - ② 原告は、県教育委員会が異動を検討していないことは違法・違憲であることを県に伝え、また、関係する部局にも伝えているにもかかわらず、県は適切な対応をしなかった。
  - ③ 通勤時間が長くなったことで、原告と家族は生活に支障を来し、精神的苦痛を受け、法律上保護される利益を侵害された。